

平成24年第4回邑南町議会定例会(第11日)会議録

1. 招集月日 平成24年 5 月 25 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成24年 6 月 22 日 (金) 午前 9 時 30 分
散会 午前 10 時 32 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
危機管理課長	細 貝 芳 弘	定住促進課長補佐	洲 濱 浩 敏	企画財政課長	沖 幹 雄
情報推進課長	小 林 雅 博	町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二
福祉課長	飛 弾 智 徳	農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	日 高 始
建設課長	森 上 寿	水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠
会計管理者	安 原 賢 二	瑞穂支所補佐	川 信 学	羽須美支所長	福 田 誠 治
教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也	学校教育課長	田 中 節 也
生涯学習課長	森 岡 弘 典	農業委員会長	田 中 正 規	監査委員	實 田 讓

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
9 番	日 高 學	10 番	石 橋 純 二

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第4回邑南町議会定例会議事日程(第11日)

平成24年6月22日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 陳情の委員長報告

陳情第1号 「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書採択に関する陳情

陳情第2号 安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の採択について

日程第3 議案の討論、採決

議案第57号 邑南町防災会議条例の一部改正について

議案第58号 邑南町職員定数条例の一部改正について

議案第59号 邑南町印鑑条例の一部改正について

議案第61号 邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正について

議案第62号 邑南町遺児育成特別手当支給条例の一部改正について

議案第63号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正について

議案第64号 平成24年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第65号 平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第66号 平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第67号 平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第68号 平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

日程第4 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第5 議員派遣について

平成24年第4回邑南町議会定例会追加議事日程(第11日)

平成24年6月22日(金) 時 分開議

追加日程第1 議案第69号 邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正について

追加日程第2 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第2号 「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書の提出について

発議第3号 安心・安全な地域基盤を確立するための公共事業を推進し、地方建設業界の強化・発展と国土交通省地方事務所等の整備・充実を求める意見書の提出について

発議第4号 固定資産評価基準の見直しを求める意見書の提出について

平成24年第4回邑南町議会定例会(第11日)会議録

平成24年6月22日（金）

—— 午前9時30分 開議 ——

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

開議宣告

- 議長（松本正） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成24年第4回邑南町議会定例会、第11日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（松本正） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。9番日高學議員、10番石橋議員、お願いをいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

（発言の訂正申し出）

- 議長（松本正） ここで、執行部から発言を求められていますので、これを許可いたします。
- 沖企画財政課長（沖幹雄） 番外。
- 議長（松本正） 沖企画財政課長。
- 沖企画財政課長（沖幹雄） 発言の訂正、お詫びについて申し上げます。今議会初日の6月12日、議案第64号平成24年度邑南町一般会計補正予算第1号の提案理由説明の際、私が予算に関する説明書の27ページの中野体育館耐震補強事業費の説明のところで、中野体育館と読むべきところを、誤って中野公民館と発言しておりました。正しくは予算に関する説明書記載のとおり中野体育館でございます。発言について訂正しお詫びいたします。なお、会議録につきまして訂正していただきますようお願いいたします。申しわけありませんでした。
- 小林情報推進課長（小林雅博） 番外。
- 議長（松本正） 小林情報推進課長。
- 小林情報推進課長（小林雅博） 私の方からも発言のお詫びと、訂正をさせていただきます。今議会初日の6月12日、議案第68号平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算1号、第1号の提案理由説明の際、次の2点について誤った説明をしておりました。1点目は、予算に関する説明書6ページの3款基金積立金と言うべきところを、誤って基金繰入金と発言しておりました。2点目は、補正額の合計を922万6千円と言うべきところを、誤って926万円と発言しておりました。以上2点の発言について、お詫びして訂正いたします。会議録につきましても訂正していただきますようお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
- 議長（松本正） ただいま、6月12日に行った議案第64号及び議案第68号の提案理由の説明において、一部誤りがあったため、その発言の訂正の申し出がありました。ここでお諮りをいたします。これを許可することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（松本正） 異議なしと認めます。したがって、申し出のありました発言の訂正について、これを許可するものと決定いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 陳情の委員長報告

- 議長（松本正） 日程第2、陳情の委員長報告を議題といたします。本議会定例会において、陳情第

1号こころの健康を守り推進する基本法仮称の制定を求める意見書採択に関する陳情のしんしゃが、審査が教育民生常任委員会に、また陳情第2号安心安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続、発展と国土交通省の事務、事務所、出張所及びダム管理所等の拡充存続を求める意見書の採択について、陳情の審査が産業建設常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。始めに、陳情第1号こころの健康を守り推進する基本法仮称の制定を求める意見書採択に関する陳情について、報告をお願いしま、いたします。日高勝明教育民生常任委員、委員長。

(委員長登壇)

●**日高勝明委員長(日高勝明)** 本議会の初日に教育民生常任委員会がお預かりをいたしました陳情について、会期内に審査を終えましたので、その結果につきましてご報告を申しあげます。お手元にございます審査報告書を朗読をもつていたします。邑南町議会議長松本正様、教育民生常任委員会委員長日高勝明。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。報告します。記、陳情審査報告について。受理番号、陳情第1号。付託年月日、平成24年6月12日。件名、こころの健康を守り推進する基本法、括弧仮称の制定を求める意見書採択に関する陳情。審査結果は採択であります。委員会における意見を申しあげます。本件は邑南町家族会岡本和幸会長他4団体から提出されたものでございます。陳情の趣旨は、こころの健康を守り推進するために基本法を制定するよう国会及び行政機関に対して意見書の提出を求めておられます。現在、我が国の精神疾患問題に、問題が示している状況は危機的ですからあります。即ち2008年の精神科受診者は323万人に達し、国民の40人に1人に達しています。この数は糖尿病やがんなどの、がんなど主要疾患を大きく上まわり、自殺は14年間連続して3万人に達しています。この背景には引きこもり、虐待、依存症問題など精神衛生的課題がございます。このような中で厚労省は4大疾病に精神疾患を加えて5大疾病と位置づけましたが1省庁の課題ではなく、国家的見地から法制定と推進体制が求められているとの観点で全委員の意見が一致をいたしました。措置といたしまして、陳情の願意に添い、政府関係機関に意見書を提出することが適当であると判断いたします。終わりに申しあげますが、ご本人はもとより、そのような方を抱えているご家族の皆さん方の心情を思うとき、また先ほど申しあげました数字を始めとする我が国の心を病む人の多さを今見るときに、このような法制度を国が制定することは、かわ、極めて焦眉の急であると判断いたしましたので、どうか皆さん方のご賛同いただきますようお願い申しあげます。ありがとうございました。

●**議長(松本正)** 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、質疑を終わります。
(委員長降壇)

●**議長(松本正)** これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 賛成討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。陳情第1号の委員長報告は採択とすべきものであり、あります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正)** 全員賛成。したがいまして、陳情第1号こころの健康を守り推進する基本法仮称の制定を求める意見書採択に関する陳情につきましては、委員長報告のとおり、採択とすると、することに決定いたしました。続きまして、陳情第2号安心安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続、発展と国土交通省の事務所、出張所及びダム管理所等の拡充存続を求める意見書の採択について、報告をお願いいたします。日高學産業建設委員長、委員会委員長。

(委員長登壇)

- 日高學委員長(日高學)** この6月定例会に産業建設常任委員会に陳情の付託がございました。委員会で審査しましたので、その内容、付託結果を報告させていただきます。お手元の報告書をご覧くださいと思います。平成24年6月22日、邑南町議会議長松本正様。産業建設常任委員会委員長日高學。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。記、陳情審査報告について。受理番号、陳情第2号。付託年月日、平成24年6月12日。件名、安心安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続、発展と国土交通省の事務所、出張所及びダム管理所等の拡充存続を求める意見書の採択について。審査の結果は、採択でございます。委員会の意見でございますが、この陳情は、国土交通労働組合の中国建設支部と中国港湾空港支部、国土交通省管理職、管理職ユニオン中国支部の各支部長から提出されたもので、安心安全な地域基盤を築くため公共、公共事業を推進し、地方建設業界の強化発展と国土交通省地方事務所などの拡充存続を求めるものです。国は行財政改革の柱としてコンクリートから人へと公共事業の大幅な見直しがなされました。全国水準よりも大きく遅れている地方の生活基盤整備は進まず過疎化の大きな要因ともなっています。そのため地域経済と雇用を守る建設業界は大きな打撃となり衰退の一途を辿っています。また地域主権改革による国の出先機関の廃止、統合は地方自治体へ権限と責任を移譲しようとするものです。災害の発生は予期せぬ事態で発生し、想定を超える被害を及ぼします。昨年の東日本大震災や毎年の台風、台風被害など、いつ、どこで発生するか分かりません。この被害を最小限に食い止めるためには地方建設業界の強化発展を推進し、合わせて国の出先機関も最小限の拡充存続を求める必要があると、全委員が一致しました。措置でございますが、この陳情、陳情の願意に添い、政府関係機関へ意見書を提出することにしました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長(松本正)** 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

- 山中議員(山中康樹)** 12番。

- 議長(松本正)** 12番、山中議員。

- 山中議員(山中康樹)** この陳情につきましては、1、2年前に、あのう、委員会付託がされたと思います。そうしてその後、継続審議をされておまして、審議未了になった同じ案件でございますが、この度は委員会の方で全員賛成ということでございますが、あのう、どのような理由で、あのう、変わりま、急に変わったということをお聞きしようございますが。

- 日高學委員長(日高學)** この件でございますが、22年に同一の陳情が出されております。この3月の定例会で未了となつたとわけでございますが、新たに今度はこの労働組合の3者から連名で出まして、この件について、まあ、委員会で十分な審議をしたわけでございますが、まあ、あのう、中国知事会等あたりも、この件に関しては、もう、あのう、地方出先機関の廃止は反対でございますし、我々委員会でも十分な協議をした結果、採択して意見書を出そうということでもとまったものでございます。

- 議長(松本正) 他に質疑はございませんか。
- 山中議員(山中康樹) 議長。
- 議長(松本正) 12番、山中議員。
- 山中議員(山中康樹) 今の委員長さんの報告によりますと、同一文書で3団体から新たに出たということで、あのう、市町村れん、市町村会の方も、あのう、継続ということという理由でございましたが、この文面から見ますと、これ3月11日の大震災ということの関係が主にあったわけでございますでしょうか。
- 日高學委員長(日高學) この件につきましてですが、この先ほど申しましたように初めて出たのは2年でございます、この東日本の大震災の以前でございます。まあ、あのう、その後、まあ、東日本の大震災があったわけでございます、やはりこういう緊急の事態に関しては、やはり国の出先も当然存続してほしいし、いわゆる地方の建設業界がまだまだ十分な発展がないと。いわゆる、いざ災害のときにその対応ができないということで、まあ、そういうことを勘案して、まあ、この度の採択と意見書の提出ということに至りました。
- 議長(松本正) よろしいですか。他にございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いうでございしますので、質疑を終わります。
(委員長降壇)
- 議長(松本正) これより、討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 賛成討論はありますか。
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いうでございしますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。陳情第2号の委員長報告は採択とすべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、陳情第2号安心安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続、発展と国土交通省の事務所、出張所及びダム管理所等の拡充存続を求める意見書の採択につきましては、委員長報告のとおり採択と、採択とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案の討論・採決

- 議長(松本正) 日程第3、議案の討論、採決。これより議案の討論、採決に入ります。初めに、議案第57号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 賛成討論はありますか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第57号、57号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第57号邑南町防災会議条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第58号に対する討論に入ります。

初めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第58号の、58号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第58号邑南町職員定数条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第59号に対する討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第59号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第59号邑南町印鑑条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第61号に対する討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第61号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第61号邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第62号に対する討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第62号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第62号邑南町遺児育成特別手当支給条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第63号に対する討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第63号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(松本正)** 全員賛成。したがって、議案第63号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第64号に対する討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第64号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(松本正)** 全員賛成。したがって、議案第64号平成24年度邑南町一般会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第65号に対する討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 14番。

●**議長(松本正)** 14番長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議案第65号の国民健康保険の補正第1号について反対討論を三つの角度から行いたいと思います。まず第1に今回の補正が人件費補正だけに留まっている問題です。3月議会で町長は保険税率の最終決定につきましては7月の本算定での決定となりますので医療費の今後の動向を見極め、適切な対応を行いたいと考えておりますと。このように述べております。つまり今後の動向をきちっと丁寧に見て、それから考えていくということを表明しておりますけれども、今回の行政報告では当初見込んでいた数値との差は少なくと表現しています。平成22年度、また平成23年度も被保険者の数の動き、医療費の実績、また課税所得の確定による変動、また応能応益割の割合の変更、変化についての見解等詳しく行政報告で述べられています。あまりにもこうした問題についての扱いが丁寧でないと思います。そしてこうした問題でどういう数字が出てくるかということは加入者の立場からすると最も注目し、その結果本算定がどうなるかということで考えている問題です。こうした大事な情報開示がされず、執行部の勝手な判断でされたことに対しては住民の目線に立っていないというふうに思います。2番目には滞納が急激に大きく膨れ、膨らんでいる状況についての危機感が全くないということです。平成21年度に14.4%値上げをし、平成22年には32%も値上げをしました。平成23年度にはそうした状況を踏まえて税率据え置きをしておりますけれども、今回平成24年度は当初予算の段階から、さらに動きがあり一人当たり、また一戸当たりでは平均で13%の増税になっています。その結果、滞納額は先般質疑でも指摘したように19年度の990万から21年度に1千万を超え、22年度には、22年度には1千500万そして現在の見込みでは23年度1千700万。こういう数字になり、この1千700万を超えるということは国民健康保険税の総額の1割に匹敵します。こういう危険な事態が進行しているにもかかわらず、ただ人件費の異動だけで問題提起を執行部としてしてこないことに対しては私は大きな問題があり検証すべき大きな転換点に立っているにもかかわらず職務怠慢ではないかと思います。そして、今こそ予算では損をしても実際に滞納を解決して、結果的に国保会計が改善することを望む、選択するべきではなかったかと思います。3番目にはミス続きの国保の運営に対して

根本的なミスを入れないと、今回のことも含めてですけれども、今後の予算が信用できません。確かに個々の人間にミスが発生するのは仕方がないこととございます。しかし組織としてチェックするシステムが、や、気構えが欠如、欠如しています。平成17年度の計算ミス、そしてまた平成21年度の大きなミス、今回の平成23年度分のミスなど何度もミスが続いています。平成17年度のミスについては今回のミスと全く同じであります。当時、山本助役は調定額から徴収率を掛けませんと最終的に国保税としていただく税金が入ってこないわけでこらい、でございますけれども、その調定額、税額が100%で徴収できるという計算をやっておりました。私もなぜこういうことが起こったのかという検証をいたしましたけれども云々とあります。そして今後二度とこういうことがないように配慮してまいりますというようにおっしゃって答弁しています。21年度のミスの際にも町長はこういうことは二度と起こらないような体制を執るという説明をしておられますけれども、そういうことについて、また再び起こったと。そしてその問題の解決や処理については全員協議会への報告で済ませようとしている。こういうことでは今後の国保の運営について安心して任せることができないのではないかと考えることを考えると人件費だけの異動の補正ではありますけれども、我々議会としては厳しい姿勢を示す意味で是非、否決にするようにご賛同いただきたいというふうに思います。以上です。

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 8番。

●議長(松本正) 8番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) 議案第65号平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号に賛成の立場で討論いたします。去る、5月の21日に開かれた国保運営協議会では、町長から諮問された事項について審議をされております。本算定は前年度の被保険者所得や、前年度末までの医療費の確定を受け、これらの確定データに基づいた歳入歳出の見直しをするところではありますが、その中では医療費の推計、国保税の税率の外、補正予算の取扱いについても審議されております。医療費については、医師の方からインフルエンザの流行が遅い時期となったので、23年分が下がったとも考えられるという意見の外、被保険者の方からも堅いところで見積もられているので、このままでいいという意見があり、これらの意見を踏まえ提示されたとおりとして答申されております。また3月議会の質疑における執行部の答弁におきましても、本算定において大きな乖離が生じない限り税率は見直さないとあり提示された資料を見る限りでは、歳出となる療養給付費も歳入となる前年度所得確定による国保税にも大きな乖離があるとは言えず、現段階では予算内執行ができる状況にあり、補正は要しないものと考えます。よって、補正を要した人件費に限った今回の補正予算について賛成をいたします。よろしく皆さま方のご賛同をお願いいたします。以上です。

●議長(松本正) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

●山中議員(山中康樹) 12番。

●議長(松本正) 12番、山中議員。

●山中議員(山中康樹) 議案第65号につきまして賛成討論を行います。この度は、人件費の補正ということだけに1点に絞りまして執行部の方で実際、算定ミス等のミスが続いております。しかしながらこれによりまして、あのう、住民、町民に対して被害が被ったということは現段階では無いということでございますが、しかしながら起きてはいけない事例が、この合併後に2例大きな、同

じ案件で起きておるといふことも、今14番議員の方からも出てまいりました。今後、このようなことが無いようにしっかりと執行部の方は腹を据えてやっていただくよう要求をいたしまして、議案第65号平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきまして賛成の討論をいたします。

●議長(松本正) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第65号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(松本正) 賛成多数。したがって、議案第65号平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第66号に対する討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第66号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第66号平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第67号に対する討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第67号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第67号平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第68号に対する討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第68号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第68号平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

(追加日程の配布)

- 議長(松本正) ここで、暫時休憩いたします。このまま自席でお待ちください。

—— 午前10時05分 休憩 ——

—— 午前10時06分 再開 ——

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程の追加 議長発議

- 議長(松本正) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、町長から議案第69号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、また日高勝明議員他6名の議員から、議員の方から発議第2号、日高學議員他7名の議員から発議第3号、中村昌史議員他6名の議員から発議4号、第4号、以上3件の発議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として日程の順、順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号を日程に追加し、追加日程第1として、また発議第2号、発議第3号及び発議第4号を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

追加日程第1 議案第69号 邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正について

- 議長(松本正) 追加日程第1、議案第69号 邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正についてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

- 議長(松本正) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第69号 邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正についてでございますが、これは住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止などに伴い、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願い致します。

- 飛弾福祉課長(飛弾智徳) 番外。

- 議長(松本正) 飛弾福祉課長。

- 飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議案第69号 邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正について、ご説明いたします。この改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、外国人登録法が廃止され、外国人住民の方々が住民基本台帳法の適用対象になるため、条例の条文整理などを行うものでございます。この条例は在日外国人の方で国籍が欠格事由となつて公的年金を受給することができない方に対して月額1万円の福祉給付金を支給するというものであります。改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。支給対象者につきまして、第2条第1項第1号において、現行では下線部の外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票において現に本町に居住する旨の登録を受けている者としておりますが、これを住民基本台帳法に基づき、現に本町の住民台、基本台帳に記載されている者に改め、また同項第2号中の住民基本台帳法を法に改正するものでございます。また

同条第2項につきまして措置等で他市町村の福祉施設に入所したときは、施設のある市町村が負担、負担すべきということから第2項を削除しようとするものでございます。なお、条例の施行日は、出入、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日である平成24年7月9日としており、附則に規定しております。以上、議案第69号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正について、自治法、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長(松本正) 以上で、提出者からの提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いですので、質疑を終わります。これより討論、採決に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第69号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第69号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(松本正) 追加日程第2、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。始めに、発議第2号こころの健康を守り推進する基本法仮称の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者からの説明を求めます。15番日高勝明議員。

(議員登壇)

- 日高議員(日高勝明) 発議第2号を朗読して提案に替えさせていただきますが、先ほど全員の皆さまにご賛同いただきました、教民の委員会の陳情審査の結果に基づくものでございます。よろしくお願いいたします。発議第2号、平成24年6月22日、邑南町議会議長松本正様。提出者、邑南町議会議員日高勝明。賛成者、邑南町議会議員中村昌史。同、邑南町議会議員長谷川敏郎。同、邑南町議会議員山中康樹。同、邑南町議会議員石橋純二。同、邑南町議会議員清水優文。同、邑南町議会議員宮田秀行。こころの健康を守り推進する基本法、括弧仮称の制定を求める意見書の提出について。上記の議案を、別紙とおり会議規則第13条の規定により提出します。提案理由は口頭をもって説明いたしますが、別紙の意見書の案を朗読に替えさせていただきます。別紙、こころの健康を守り推進する基本法仮称の制定を求める意見書。今の日本は、国民のこころの健康の危機と言える状況にある。それは、平成23年7月6日に厚生労働省が、4大疾病がん、脳卒中、心臓病、糖尿病に新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めたことにも表れている。この背景には、平成20年の患者調査で、糖尿病患者数237万人、がん患者数152万人などに対し、精神疾患の患者数は323万人と最も多く、国民に広く関わる疾患となっていること。また毎年3万人を超える自殺者の9割には何らかの精神疾患に罹患していた可能性があると言われていたためである。平

成20年度から21年度にかけて厚生労働省は、今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討委員、検討会を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告した。この報告をもとに、当事者、家族、医療福祉の専門家及び学識経験者による、こころの健康政策構想会議が設立され、平成22年5月にこころの健康政策についての提言書を厚生労働大臣に提出した。この提言書の中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する、こころの健康を守り推進する基本法仮称の制定を強く求めている。よって、政府及び国会におかれては、国民のこころの健康の増進を図るため、こころの健康を守り推進する基本法仮称を早急に制定するよう強く要求、要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年6月22日、島根県邑南町議会。この意見書の提出先でございますが、列記いたしておりますように衆議院議長横路孝弘、参議院議長平田健二、内閣総理大臣野田佳彦、厚生労働大臣小宮山洋子、内閣官房長官藤村修。以上の方々へ、この意見書を送達しようとするものでございます。どうか全員の皆さまの賛同をもって送ることができますようよろしくお願い申し上げます。

●議長(松本正) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、質疑を終わります。

(議員降壇)

●議長(松本正) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、発議第2号こころの健康を守り推進する基本法仮称の制定を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は後日、政府関係機関に送付をいたします。続きまして、発議第3号安心安全な地域基盤を確立するための公共事業を推進し、地方建設業界の強化発展と国土交通省地方事務所等の整備充実を求める意見書の提出について議題といたします。提出者の説明を求めます。9番日高議員。

(議員登壇)

●日高議員(日高學) 発議第3号について朗読説明をさせていただきます。発議第3号、平成24年6月22日、邑南町議会議長松本正様。提出者、邑南町議会議員日高學。賛成者、邑南町議会議員大屋光宏。同、邑南町議会議員長谷川敏郎。同、邑南町議会議員三上徹。同、邑南町議会議員高本勝藏。同、邑南町議会議員石橋純二。同、邑南町議会議員亀山和巳。同、邑南町議会議員清水優文。安心安全な地域基盤を確立するための公共事業を推進し、地方建設業界の強化発展と国土交通省地方事務所等の整備充実を求める意見書の提出について。上記の議案を、別紙とおり会議規則第13条の規定により提出します。提案理由でございますが、次に説明します意見書の内容をもって替えさせていただきます。意見書でございます。安心安全な地域基盤を確立するための公共事業を推進し、地方建設業界の強化発展と国土交通省地方事務所等の整備充実を求める意見書。公共事業の予算配分を防災、生活関連、維持管理に重点配分するとともに、地方の災害時に市町村の生命と財

産、生活基盤をまもり、国の責務として社会資本の整備維持を推進するため、地方建設業界の強化発展と国土交通行政の執行体制の充実を求めます。１、地方の建設業界は、災害発生時に被災者の救出のためのインフラ確保や復旧の重要な役割を果たしているとともに、地域経済における重要な産業でもあり、地域社会の安心安全のためにこれ以上衰退することなく、強化発展するよう配慮した施策を行うこと。２、国民の生命と財産を守るための公共事業を推進し、地方整備局の事務所等の充実を図ること。３、公共事業の予算配、配分を水害、土砂災害、雪害等の防災及び生活関連に伴う河川道路等の整備、維持管理に重点配分するとともに、地方整備局の事務所等が、敏速に対応できる体制をとること。４、国民の安心安全につながる社会資本の整備は、国の基本的責務であり、国の責任において行うこと。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２４年６月２２日、島根県邑南町議会。この意見書の提出先でございますが、衆議院議長横路孝弘、参議院議長平田健二、内閣総理大臣野田佳彦、国土交通大臣羽田雄一郎、総務大臣川端達夫、財務大臣安住淳、内閣、内閣官房長官藤村修。以上でございます。皆さんの賛同をよろしくお願いします。

●議長(松本正) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、質疑を終わります。

(議員降壇)

●議長(松本正) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第３号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、発議第３号安心安全な地域基盤を確立するための公共事業を推進し、地方建設業界の強化発展と国土交通省地方事務所等の整備充実を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は後日、政府関係機関に送付いたします。続きまして、発議第４号固定資産評価基準の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。３番中村議員。

(議員登壇)

●中村議員(中村昌史) 発議第４号を提案させていただきます。朗読させていただきます。発議第４号、平成２４年６月２２日、邑南町議会議長松本正様。提出者、邑南町議会議員中村昌史。賛成者、邑南町議会議員日高勝明。同、邑南町議会議員長谷川敏郎。同、邑南町議会議員山中康樹。同、邑南町議会議員石橋純二。同、邑南町議会議員清水優文。同、邑南町議会議員宮田、宮田秀行。固定資産評価基準の見直しを求める意見書の提出について。上記議案を、別紙とおり会議規則第１３条の規定により提出します。提案理由でございますが、町長の一般行政報告にもございましたが、本町が敗訴いたしました固定資産評価訴訟について、現在本町では全国町村会、全国過疎地域自立連盟等を通じ、国に要望をしており、国の方もその必要性を、改正の必要性を認めておるという報告がございました。議会といたしましても問題の当事者であります本町の議会としても、国に対して意見書を送るべきと考え提案をいたすところでございます。意見書を朗読いたします。固定資産評価の見直しを求める意見書、失礼しました。固定資産評価基準の見直しを求める意見書。固定資産

税は、市町村の基幹税目であり、安定した制度運用が求められている。しかるに今般、固定資産評価基準に定められた評価要素の一つである需給事情による減点補正率を巡って、本町に対し訴訟が提訴され、本町の敗訴が確定する事例が発生した。しかし、社会資本の整備、建築仕様の平準化及びモータリゼーションの発展した現代社会において、土地と建物を別々に評価している現在の固定資産税制度では、当該補正率による減価が認められる家屋は相当程度限定されと考えられている。また多くの地方自治体が地域間格差の縮小、要件が不明確、実績がなく、必要性も少ないなどの理由から、当該補正率を適用しない、していない状況にある。このような中、今回の判、判決に至ったのは、当該補正率の運用について、適用される要件、範囲などについて、国が明確の、明確な基準を示していないことに大きな原因があり、国の責任は重大である。また今回の判決内容によれば、過疎地など所在地の状況によりその原価が減、その価値が減少すると認められる家屋については、全て不動産鑑定を取得しなければ当該補正率の決定ができず、固定資産評価の実務に大きな影響を及ぼす可能性があり、市町村の固定資産評価の現場に大きな混乱を与えている。よって、固定資産評価が厳格、適正に行われるよう下記の事項について強く要望する。記、1、固定資産評価基準における需給事情による減点補正率を廃止すること。2、廃止が確、確定するまでの間の対応として、需給事情による減点補正率の適用要件などを速やかに明示すること。3、今回の判決による本、本町の損失額を国の財源により補填すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年6月22日、島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、衆議院議長横路孝弘、参議院議長平田健二、内閣総理大臣野田佳彦、財務大臣川端達夫、総務大臣川端達夫、財務大臣安住淳、内閣、内閣官房長官藤村修。以上の各氏に送ろうとしておるものでございます。議員諸兄のご賛同を求めます。

●議長(松本正) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、質疑を終わります。

(議員降壇)

●議長(松本正) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、発議第4号固定資産評価基準の見直しを求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 閉会中の継続審査、調査の付託

●議長(松本正) 日程第4、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。したがいまして、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に対することに決定をいたしました。付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議員派遣について

- 議長(松本正) 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会規則第119条第1項の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと存じます。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。したがいまして、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣をすることにいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

- 議長(松本正) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成24年第4回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午前10時32分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員